

| 時間預託活動 (1月度) | | | | | | |
|--------------|------|---------|-------|-----|-----|-----|
| | 提供活動 | コーディネート | 事務所当番 | その他 | 当月計 | 年度計 |
| 時間数 | 31 | 2 | 10 | | 43 | 597 |
| 人数 | 6 | 2 | 2 | | | |

| 奉仕活動 (1月度) | | | | | | |
|------------|------|-----|-------|-----|-----|------|
| | 福祉活動 | 子育て | ナルク活動 | その他 | 当月計 | 年度計 |
| 時間数 | 29 | | 115 | 0 | 144 | 1339 |
| 人数 | 11 | | 17 | 0 | | |

憲法 なぜ、今改正するの？ 憲法24条と女性の一生

朝日大学大学院法学研究科
大野正博教授 と語る
(主催 岐阜市女性問題連絡会)



1月27日(土)10時~12時、ハートフルスクエアG 2F研修室で、「憲法24条と女性の一生」と題して講演会が開催されました。

- * 9条だけでなく、憲法前文、第24条(家族の平等)等も変えようとする動きがあります。
- * 前文「日本国民は…」が「日本国は…」に変わっている。
- * 13条「すべて国民は、個人として尊重される」が「人として尊重される」に変わっている。
- * 24条「婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立し…」が「婚姻は、両性の合意に基づいて成立し…」となり「のみ」が削除されている。
- * 24条「配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関する…」が「家族、扶養、後見、婚姻及び離婚、財産権、相続並びに親族に関する…」となり、「配偶者の選択」が削除され、現行の憲法では出てこない「扶養」「後見」「親族」が登場し、両者の共通する言葉も出てくる順番が違っている。
- * さらに24条には、今までになかった文言「家族は社会の自然かつ基礎的な単位として尊重され、家族は互いに助け合わなければならない」が書き加えられている。

「18歳」と「81歳」の違い (投稿歓迎)

- * 大学進学テストを受けるのが 18歳
- 認知症テストを受けるのが 81歳
- * 「嵐」というと松本潤を思い出すのが 18歳



新入会員のご紹介(1月度) 高木三吉 さん 岐阜市宇佐 弘子 さん

高齢者 川柳
目覚ましのベルはまだかど起きて待つ
まだ生きるつもりで並ぶ宝くじ
ついてこい言った家内についていく

読み人知らず

采根譚より
友と交わるにはすべからく三分の俠気を帯ぶべし
交友、須帯三分俠気。
人となるには一点の素心 本心を存するを要す
作人、要存一点素心。
友人と交わるには、利害打算からでなく
少なくとも三分がたの義侠心を持ち合
わせていなければならぬ。
また、ひとかどの人物となるには、世俗に
流されるのではなく、少なくとも純粹な
一点の本心は残しておかねばならぬ。

今井宇三郎 訳注

ポイント

- * 個人が人という表現が変わっている。
- * 現行憲法で強調されてきた「個人」が削除され、「家族」という言葉が変わってきている。
- * 「家族の助け合い」自体悪いことではないし、当然の事、しかし憲法にわざわざ「家族」を持ち出してくるのには、意味がある？
- * 個人より家族が優先なの？
- * ちなみに、憲法に基づいて、具体的に民法等の法律が改正されていくのです。

